

建設工事入札に係る最低制限価格の算出方法の変更について

児玉郡市広域市町村圏組合では、平成28年7月1日以降に入札公告(指名通知)を行う工事から、最低制限価格の算出方法を変更します。

最低制限価格は、これまで直接工事費×95% + 共通仮設費×90% + 現場管理費×80% + 一般管理費×55%で算定していましたが、変更後は、現場管理費に乗じる率を90%に改めます。〈中央公契連モデルに準拠〉

最低制限価格算出の基礎項目	従前	変更後
直接工事費の額	95%	95%
共通仮設費の額	90%	90%
現場管理費の額	<u>80%</u>	<u>90%</u>
一般管理費の額	55%	55%

●従前の算出方法

直接工事費×95% + 共通仮設費×90% + 現場管理費×80% + 一般管理費×55%



●従前の算出方法（平成28年7月1日以降に入札公告(指名通知)を行う工事に適用）

直接工事費×95% + 共通仮設費×90% + 現場管理費×90% + 一般管理費×55%

※上記の方法により算出した額が、設計金額の70%を下回る場合は70%の額、90%を上回る場合は90%の額となります。